

協議運賃部会の設置について

1 協議事項

要綱案（別添）に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項（地域公共交通会議地区別部会における協議事項に関するものを除く）についての協議を行う会議体として「札幌市公共交通協議会 協議運賃部会」を設置します。

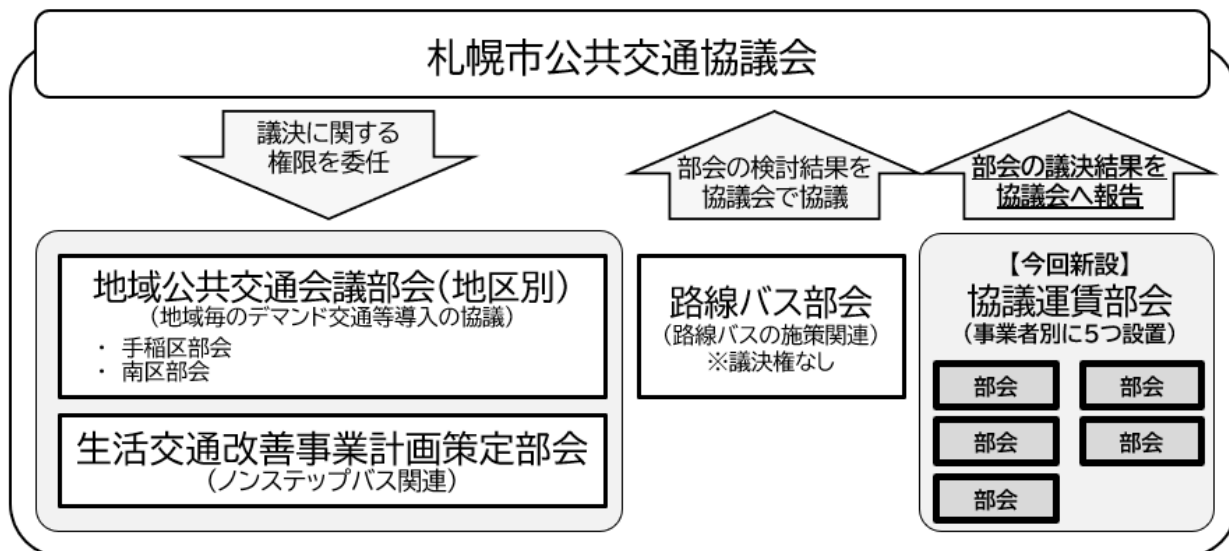
2 部会の設置について

第4回公共交通協議会において、路線バスの運転手確保に向けた待遇や労働環境の改善につながる収支改善を実現するため、市内の特区運賃を、協議運賃により運賃改定することについて合意いただいたところです。

協議運賃の実施にあたっての具体的な協議は、道路運送法上、「第9条第4項に定める協議会」で行う必要がありますが、札幌市公共交通協議会とは参加できる委員の構成が異なるため、新たに会議体を設置する必要があります。

以上を踏まえ、道路運送法第9条第4項に定める協議会として、「札幌市公共交通協議会 協議運賃部会」を設置します。なお、会議体は、運賃を定めようとする事業者ごとに設置する必要があることから、5つの部会を設置することとなります。

【参考】組織体制のイメージ



【参考】道路運送法（抄）

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者